

特殊詐欺ニュース

令和7年6月号

2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、
戸籍に記載する予定の
氏名のフリガナが
通知されます

フリガナが
誤っている場合は
届出をしてください

詐欺に御注意ください

フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村に金銭を支払うよう
要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に手数料はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



コセキツネ

不審に思ったら...

- ・お住まいの市区町村担当窓口
- ・最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- ・消費者ホットライン 188 (いやや!)

※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について 詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE



警察庁
National Police Agency



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

旭川東警察署 0166-34-0110
警察相談センター #9110